

第1章 龍ヶ崎市の概況及び条例・計画

[概説]

この章は、本市の概況及び環境に関する最上位の条例・計画である、龍ヶ崎市環境基本条例・龍ヶ崎市環境基本計画の概要について記載しています。さらに、環境に関する主な法律・条例について、国・県・市ごとに体系的に区分し記載しています。

[構成]

第1節 龍ヶ崎市の概況	2
1 位置と地勢	2
2 気候	2
3 人口	2
第2節 環境基本条例・計画	3
1 龍ヶ崎市環境基本条例	3
2 龍ヶ崎市環境基本計画	3
第3節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	6

第1節 龍ヶ崎市の概要

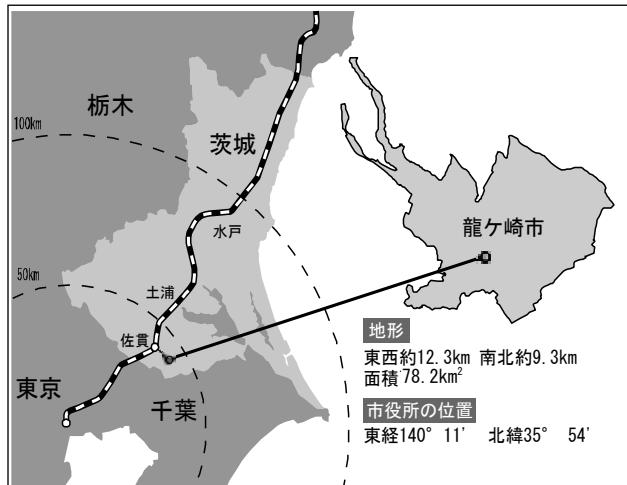
1 位置と地勢 / 2 気候 / 3 人口

第1節 龍ヶ崎市の概況

1 位置と地勢

本市は、茨城県の南部に位置し、東西約 12.3km・南北約 9.3km、面積 78.2km²、首都東京から北東に約 45km、県庁所在地の水戸市から南西に約 50km の距離にあります。東側は稲敷市、西側はつくばみらい市・取手市、南側は利根町・河内町、北側はつくば市・牛久市との 7 市町に隣接しています。

西部には牛久沼があり、白鳥が飛び交う自然豊かな環境を保ち、北部は関東ロームの堆積する稲敷台地で、首都圏 45km 圏内という地理的条件から竜ヶ崎ニュータウンやつくばの里工業団地などの開発による都市化が著しく、南部は鬼怒川と小貝川によって形成された沖積平野で、豊かに広がる水田地帯は県南の穀倉地帯の核を形成しています。



2 気候

本市の年平均気温（過去 5 年間）は、約 14.6°C と比較的温暖で、年間 1,000～1,500mm 程度の適度な降水量もあり、気象条件に恵まれています。

平成 25 年の平均気温は、14.6°C、降水量は 1,244mm でした。平成 24 年と比較すると平均気温は 0.1°C 低く、降水量は 17mm 少ない年でした。

【年平均気温及び年降水量の推移】

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
年平均気温 (°C)	14.5	14.9	14.4	14.7	14.6
年降水量 (mm)	1,536	1,592	1,353	1,261	1,244

<資料：平成 25 年版統計りょうがさき>

3 人口

平成 25 年 10 月 1 日時点の人口（住民基本台帳による人口）は 79,490 人、世帯数は 31,900 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.5 人となっています。

平成 24 年と比較すると、人口はやや減少していますが、世帯数が増加していることがわかります。

【人口等の推移】

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人口 (人)	79,397	79,391	79,225	79,782	79,490
世帯数 (世帯)	29,988	30,350	30,691	31,489	31,900
1 世帯当たりの人員 (人)	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5

※平成 24 年より住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の数が含まれています。

<資料：龍ヶ崎市の人口・世帯数／商工観光課>

第2節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例

龍ヶ崎市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）は、恵み豊かな自然環境の保護、文化の所産である歴史・風土等の文化環境の保存、潤いのある生活環境の保全及びそれらの創造について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民団体が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月に施行しました。

2 龍ヶ崎市環境基本計画

龍ヶ崎市環境基本計画は、平成16年に策定後7年が経過しこれまでの施策の展開により既に目標を達成している項目や取り組みを強化すべき項目などが顕在化しており、更に、地球温暖化や異常気象、生物多様性など世界的規模で取り組むべき問題がクローズアップされ、このような社会状況に対応するため、平成23年3月に改定を行いました。

(1) 計画の期間

計画の期間は、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン^{*1}と整合性を持たせ、平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）までの6年間としています。

(2) 計画の対象範囲

計画の対象としては、環境基本条例で定めている3つの項目（生活環境、自然環境、文化環境）のほかに、環境学習の項目を設けています。

(3) 計画の目指す姿

「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」

龍ヶ崎市の目指す姿を実現するために、それぞれの分野ごとに4つの望ましい環境像を定めました。

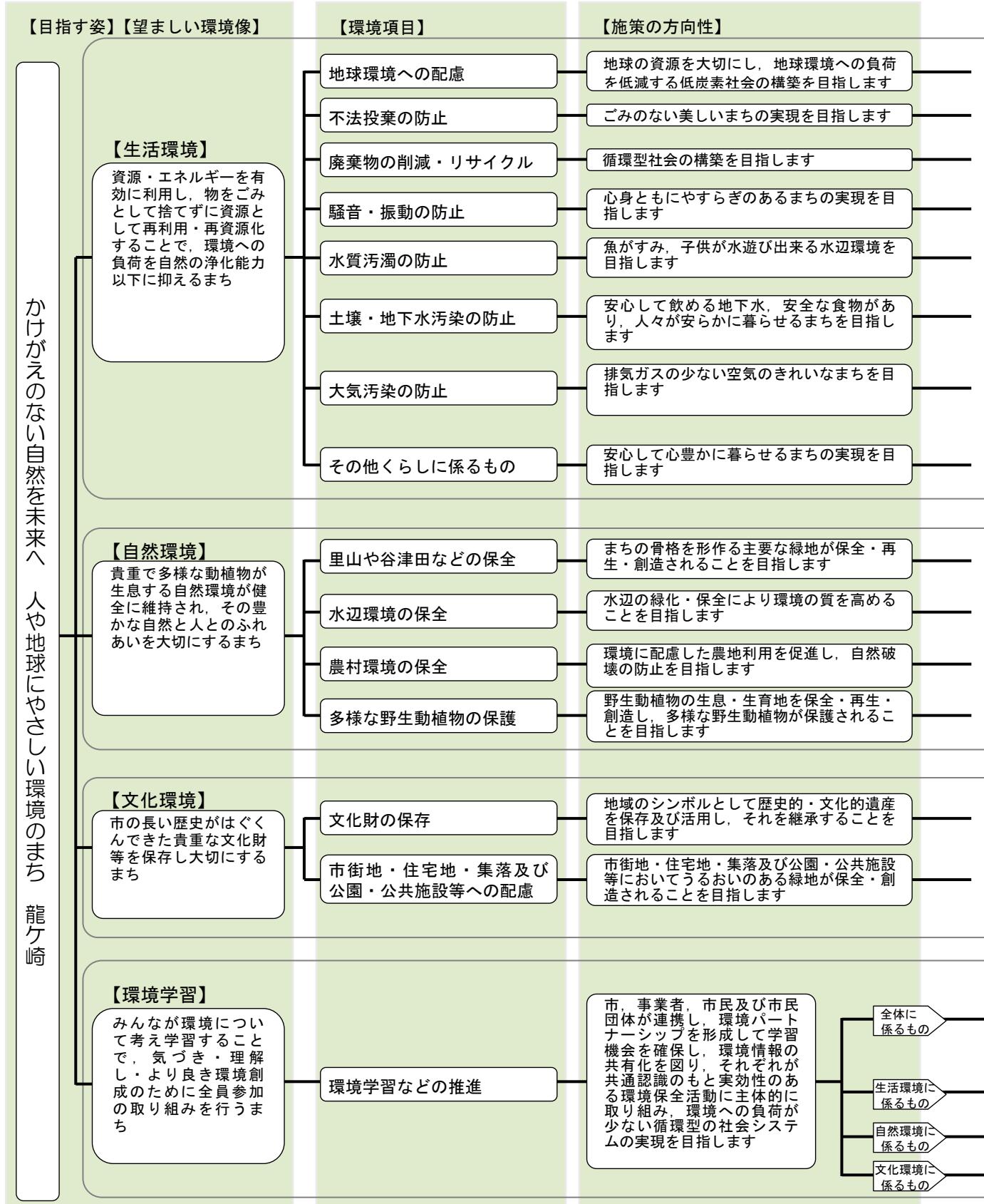
- ①生活環境 …… 資源・エネルギーを有効に利用し、物をごみとして捨てずに資源として再利用・再資源化することで、環境への負荷を自然の浄化能力以下に抑えるまち
- ②自然環境 …… 貴重で多様な動植物が生息する自然環境が健全に維持され、その豊かな自然と人とのふれあいを大切にするまち
- ③文化環境 …… 市の長い歴史がはぐくんできた貴重な文化財などを保存し大切にするまち
- ④環境学習 …… みんなが環境について考え方学習することで、気づき・理解し・より良き環境創成のために全員参加の取り組みを行うまち

*1 従来の総合計画に代わる龍ヶ崎独自の計画として、H24年2月に策定された市の最上位計画です。

第2節 環境基本条例・計画

2 龍ヶ崎市環境基本計画

(4) 環境基本計画の体系図



【重点施策】

- ① 省資源・省エネルギーを推進します。
 - ② 温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- ① 市、事業者、市民及び市民団体による不法投棄・ポイ捨て防止、原状回復活動の推進に努めます。
- ① 生活の中に4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再利用）を定着させます。
 - ② 環境負荷の少ない商品の購入を推進します。
 - ③ 廃棄物を減らすための取り組みを推進します。
- ① 騒音・振動の防止のため、効果的な現状把握のための調査を行います。
- ② 騒音の低減を図るため、「流れる道路」の整備を促進します。
- ① 生活雑排水などにより河川を汚さないようにします。
 - ② 牛久沼や河川の水質浄化を推進します。
 - ③ 水質汚濁に関する様々な情報を公表します。
- ① 土壤汚染・地下水汚染を防止します。
- ① 硝酸物など大気汚染物質の排出抑制を推進します。
 - ② 有害化学物質についての対策を推進します。
 - ③ 低公害車への転換を推進します。
 - ④ 自動車中心の社会からの転換を図るため、自転車の利用を促進します。
 - ⑤ 街路樹を増やす計画を推進します。
- ① 食の安全を確保するため、減農薬食品の拡大と地産地消を推進します。
- ② 新たな環境問題に対する情報収集と把握を行い適切な対応を行います。
- ③ 安全な飲料水の確保を推進します。
- ① 市・市民及び市民団体等が参加し自然環境を保全・再生・創造する組織を作ります。
- ② 身近な里山や谷津田などの自然環境を調査し、適切な保全・再生・創造を推進します。
- ① 牛久沼・蛇沼・小貝川・中沼・江川等水辺の自然を残し、ふれあい・親しみのある水辺を保全・創造します。
 - ② 河川、湖沼などの水辺を保全し、野生動植物が生息できる環境とする整備に努めます。
 - ③ 水と緑と町並みが調和した市民の憩いの場所の確保に努めます。
- ① 農業の適正使用を推進します。
 - ② 自然との共生のなかで、遊休農地を有效地に利用しながら安全な農作物を生産する農地を保全します。
 - ③ 減農薬、減化学肥料栽培及び有機栽培の普及を促進します。
- ① オオタカやコジュリンなど、野生動植物の希少種保護に努めます。
 - ② 多様な野生動植物が健全な生態系のもと生息・生育できるよう、良好な環境を保全・再生・創造します。
 - ③ 市、市民及び市民団体と連携し、動植物の調査を検討します。
- ① 文化財・社寺林等文化環境の保存及び活用を推進します。
- ① 緑化行事を積極的に開催します。
 - ② 安心して子供たちが遊べる公園の整備を推進します。
 - ③ 幹線道路・生活道路などの地域特性を生かした緑化を進めます。
 - ④ 生き物に配慮した公園管理を検討します。
 - ⑤ 公共公益施設等の緑化により美しい景観の保全・創造を進めます。
 - ⑥ 民間施設緑地の保全・利用推進、商業地・工業地の緑化等により美しい景観の保全・創造を進めます。
- ① 環境教育プログラムを整備し、学校における環境教育への支援とその充実を図ります。
 - ② 環境教育プログラムを体系化し、事業者、市民へ環境学習の機会を提供します。
 - ③ 環境情報システムを構築し、環境情報の共有化を図ります。
 - ④ 子供を対象とした体験学習の実施及び支援を行います。
- ⑤ 省資源、省エネルギーに関する情報提供を行い、市民等の取り組みを支援します。
 - ⑥ 生ごみの適正処理方法やリサイクル、ごみ減量に関する情報収集と提供を行い、市民の4R活動の支援を図ります。
- ⑦ 豊かな自然環境を生かした体験学習を進めます。
 - ⑧ 水質に关心を持つように、定期的に水辺の生き物の観察会を実施します。
- ⑨ 歴史的・文化的遺産の見学会を実施します。

第1章 龍ヶ崎市の概況及び条例・計画

第3節 環境基本計画に関連する主な法律・条令等

第3節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等

事項	国
典型七公害	・環境基本法 ・大気汚染防止法
	・水質汚濁防止法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・下水道法 ・浄化槽法
	・土壤汚染対策法 ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律
	・騒音規制法 ・道路交通法
	・振動規制法 ・道路交通法
	・工業用水法 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律
	・悪臭防止法
循環型社会	・リサイクルの促進 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法） ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律
土地利用	・国土利用計画法 ・都市計画法 ・首都圏近郊緑地保全法 ・都市緑地保全法 ・生産緑地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・農地法 ・河川法 ・森林法 ・工場立地法
自然保護	・自然環境保全法 ・自然公園法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法） ・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法） ・自然再生促進法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
環境影響評価	・環境影響評価法
化学物質	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法） ・ダイオキシン類対策特別措置法
美観風致	・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・屋外広告物法 ・景観法 ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 } 景観三法 ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律
史跡・文化財	・文化財保護法
環境教育・学習	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法） ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

第3節 環境基本計画に関連する主な法律・条令等

※ 平成26年3月31日現在（環境関係の全ての法律や条例等を網羅しているものではありません）

茨城県	龍ヶ崎市
・環境基本条例 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 ・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例施行規則	・環境基本条例 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例 ・水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例施行規則 ・霞ヶ浦水質保全条例 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・浄化槽等設置事業費補助金交付要綱 ・水質監視員設置要綱 ・下水道条例 ・下水道条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 ・土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例施行規則	・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 ・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則 ・土砂等埋立て事案審査会設置要綱
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・地下水の採取の適正化に関する条例 ・地下水の採取の適正化に関する条例施行規則	・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ・廃棄物処理要項 ・廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則	・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例 ・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則 ・歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例 ・歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例施行規則 ・生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱 ・資源回収助成金交付要綱 ・エコショップ・エコオフィス認定制度実施要綱
・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則	・地球温暖化防止実行計画要綱 ・太陽光発電システム等普及促進補助金交付要綱
	・地区計画等の案の作成手続きに関する条例 ・土採取事業規制条例 ・土採取事業規制条例施行規則 ・火入れに関する条例
・自然環境保全条例 ・自然環境保全条例施行規則 ・県立自然公園条例 ・県立自然公園条例施行規則 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・希少野生動植物保護指針 ・環境影響評価条例 ・環境影響評価条例施行規則	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 ・鳥獣飼養登録事務実施要綱 ・有害鳥獣捕獲許可事務等実施要綱
・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・ダイオキシン類対策指針 ・化学物質適正管理指針	
・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・景観形成条例 ・景観形成条例施行規則 ・屋外広告物条例 ・屋外広告物条例施行規則	・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則
・文化財保護条例 ・文化財保護条例施行規則	・文化財保護条例 ・文化財保護条例施行規則